

番号		件名	提出者	予備送本院へ	参議院	衆議院	備考
7		豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案	(五七三二二) 災害対策特別委員長	(月日) 付月日	提出月日	付委員会	付委員会
			五七、三二一	五七、三二二	五七、三二二	(予) 可決	議委員会決議
			五七、三二一	五七、三二二	五七、三二二	可決	議本会議決
						可決	議本会議決

○災害対策特別委員会

第二に、審査の委嘱を受けた委員会の委員長は、審査の後、審査概要を予算委員会に報告するものといたしております。

以上が本規則改正案の提案理由及びその概要であります。何とぞ御賛成を賜りますようお願い申し上げます。

41	24
天災による被害農林漁業者等に 対する資金の融通に関する暫定 措置法及び激甚災害に対処する ための特別の財政援助等に関する 法律の一部を改正する法律案	災害弔慰金の支給及び災害援護 資金の貸付けに関する法律の一 部を改正する法律案
特別委員長 (八一八)	災害対策 (五一三)
八一八	五二三
八一八	五四四
(予) 八一八	(予) 五二三
可	修正
決	七二八
可	修正
決	七三〇
可	可
決	五一四
	衆同議

**豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第七号）**

要旨

三三一 參可決

### 五七、三一一衆災害対策特別委員長提出

本法律案は、特別豪雪地帯が今なお後進性を余儀なくされている状況にかんがみ、同地帯における基幹道路の整備の特例措置等を引き続き十年間講じようとするものであり、

その内容は次のとおりである。

一、特別豪雪地帯における基幹道路の改築を道府県が代行することができる期間を昭和六十七年三月三十一日まで延長すること。

二、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合を三分の一とする特例措置の適用期限を昭和六十六年度まで延長すること。

三、特別豪雪地帯における基幹道路整備事業に対する国の補助等について、いわゆる行革特例法による減額措置を適用すること。

三十一年まで延長することとしております。第一に、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合を三分の一とする特例措置の適用期限を昭和六十六年度まで延長することとしております。第三に、特別豪雪地帯における基幹道路の整備に要する経費に係る国の負担または補助について、いわゆる行革特例法を適用することとしております。

委員会におきましては、地域特例の縮減措置についての財政金融上の措置、積雪地方に対する総合的対策の確立等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特別豪雪地帯がいまなお後進性を余儀なく

されている現状にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例措置等を引き続き講じようとするものであり、その主な内容は、第一に、特別豪雪地帯における基幹道路の改築も道府県が代行できる期限を昭和六十七年三月

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（衆第二四号）（衆議院提出）

長提出

を負担するものとする。

五、一四 衆可決

七、三〇 参修正

七、三〇 衆同意

#### 修正要旨

施行期日等について、本法律案は昭和五十七年七月十日以後に発生した災害に遡つて適用するものとする。

#### 要旨

本法律案は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに著しい障害がある者に対して、市町村が災害障害見舞金の支給を行う制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

一、法律の題名を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改めるものとする。

二、市町村は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに著しい障害がある住民に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

三、災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり百五十万円を超えない範囲内で、政令で定める額以内とするものとする。

四、災害障害見舞金に要する費用については、市町村と都道府県がその四分の一ずつを負担し、国がその二分の一

#### 委員長報告

ただいま議題となりました災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院災害対策特別委員長提出に係るものでありまして、その内容は、法律の題名を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改めるとともに、災害により負傷し、または疾病にかかり、治つたときに著しい障害がある者に對して、市町村が一人当たり百五十万円を超えない範囲内で災害障害見舞い金の支給を行うことができるこ<sup>ト</sup>とし、その費用については市町村と都道府県が四分の一ずつを、国が一分の一を負担する制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、別に質疑もなく、鈴木和美理事より、本法律案を昭和五十七年七月十日以後に発生した災害にさかのぼって適用するものとする各派共同提案の修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたが、発言なく、修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四一号）（衆議院提出）

一、被害農林漁業者に対する経営資金及び被害組合に対する事業資金の貸付限度額をそれぞれ二十五パーセント引き上げること。

二、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

激甚災害法が適用される場合の天災融資法の規定による経営資金及び事業資金並びに激甚災害法の規定による中小企業者に対する貸付金の貸付限度額をそれぞれ二十五パーセント引き上げること。

三、施行期日及び遡及適用

本法は、公布の日から施行し、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災又は災害につき適用すること。

#### 要旨

本法律案は、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりである。

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正

被害農林漁業者に対する経営資金及び被害組合に対する事業資金の貸付限度額をそれぞれ二十五パーセント引き上げること。

五七、八、一八 衆災害対策特別委員  
長提出

八、一八 衆可決  
八、二〇 参可決

## 委員長報告

ただいま議題となりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚灾害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案について、灾害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農林漁業者、中小企業者等の灾害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりであります。

まず、天災融資法の一部を改正し、被害農林漁業者に対する経営資金及び被害組合に対する事業資金の貸付限度額をそれぞれ「十五パーセント引き上げる」ととしております。

次に、激甚灾害法の一部を改正し、激甚灾害法が適用される場合の天災融資法の規定による経営資金及び事業資金並びに激甚灾害法の規定による中小企業者に対する貸付金の貸付限度額をそれぞれ「十五パーセント引き上げること」といたしております。

なお、本法は公布の日から施行し、昭和五十七年七月五

日以後に発生した天災または災害から適用することとしております。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、別に質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。